

改正

平成23年3月28日告示第18号

平成24年2月23日告示第13号

平成25年3月26日告示第28号

平成27年3月10日告示第15号

浦幌町太陽光発電システム導入補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この告示は、資源制約がなく環境負荷の少ないクリーンなエネルギーである太陽光エネルギーを利用した発電システム(以下「発電システム」という。)の導入促進を図り、補助金を交付することにより、地球温暖化防止及び環境負荷低減に寄与し、環境にやさしいまちづくりの一助とすることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、浦幌町補助金等交付規則(平成13年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、発電システムとは、町内の土地、住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等に設置され、太陽光により発電するシステムをいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる発電システムは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内の土地、住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等に設置するものであること。
- (2) 未使用のものであること。
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するものであること。
- (4) 発生電力計及び余剰電力販売用電力量計が設置されること。
- (5) 町税、その他町に対する債務を完納している個人及び法人が設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、発電システムの設置に要する費用のうち、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 町が交付する補助金の額は、発電システムの出力値1キロワット当たり7万円とし、20万円を限度とする。ただし、町内業者施工の場合は、この補助金の他に協同組合ハマナス商店会が

発行するハマナス商品券 5 万円分を交付するものとする。

2 発電システムの最大出力値に 1 キロワット未満の端数があるときは、小数点第 3 位を四捨五入するものとする。

3 第 1 項により計算した額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
( 交付の申請等 )

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 ( 以下「申請者」という。 ) は、補助金交付申請書 ( 別記第 1 号様式 ) により申請するものとし、提出期限は毎年 2 月 10 日とする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

( 1 ) 経費が記載されている見積書の写し

( 2 ) 発電システムの最大出力値が確認できるもの

( 3 ) 町税等の納入状況等閲覧承諾書 ( 別記第 1 号様式の 2 )

( 4 ) 住民票の写し

( 5 ) 土地、住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等の発電システム設置に係る承諾書 ( 設置する者が所有している場合を除く。 )

( 6 ) 発電システムを設置する箇所及び周辺の状況を示した現況図並びに設置する発電システムの平面図及び立面図 ( 建物に発電システムを設置する場合を除く。 )

( 交付の決定 )

第 7 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

( 交付の条件 )

第 8 条 町長は、前条の規定により申請者に通知する場合は、次の条件を付するものとする。

2 補助金交付申請書等の内容を変更するとき、又は発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに町長の承認を受けなければならない。

3 町長の承認を受けた場合を除き、補助金により設置した発電システムは、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年が経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 本制度により取得した発電システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、天変地変その他申

請者の責に帰することができない理由により、発電システムが毀損され、又は滅失したときは、町長に届けなければならない。

(変更又は処分の承認申請及び届出)

第9条 前条第2項の規定により町長の承認を受けようとする者は、あらかじめ変更等承認申請書(別記第2号様式)を町長へ提出しなければならない。

2 処分による承認を受けようとする者は、あらかじめ処分承認申請書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定に基づく届出をしようとする者は、事態が発生してから30日以内に毀損消滅届出書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(承認の通知)

第10条 町長は前条第1項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、第11条による通知書を準用し、通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による処分承認申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、承認を受けようとする者に処分承認通知書(別記第5号様式)により通知する。

(決定の通知)

第11条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付指令書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業等」という。)が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(別記第7号様式)に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置状況を示す写真
- (2) 発電システムの設置費に係る領収書の写し及び経費の内訳書の写し
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の審査及び発電システムの現地調査等により、その報告に係る補助金の成果が補助金の交付の決定の内容

及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、前条の補助金交付額確定通知書の通知を受けた場合においては、補助金交付請求書（別記第9号様式）により補助金の確定額に基づき、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の補助金交付請求書の提出を受けた場合においては、速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第16条 町長は、第12条の補助金実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これを適合させるための措置をとるべきことを当該申請者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（補助金の取消し）

第17条 町長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）対象事業を中止し、又は廃棄したとき。

（2）第8条の条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第10条第2項の規定により町長の承認を受け、発電システムを処分することにより収入があっ

た場合若しくは事業の完了の年の翌年から起算して10年が経過するまでに目的に反した場合は、補助金交付額の全部又は、一部を町に返還させることができる。

3 補助金の返還額は、補助金交付額に対し別表2に定めるところにより算出した割合を乗じた額を町長が発布する納入通知書により返還しなければならない。

(定期報告)

第19条 申請者は、発電システムの設置後2年間について、住宅用太陽光発電システム運転状況報告書(別記第10号様式)を町長に報告するものとする。

2 前項の報告は、前期(4月1日から9月30日までとする。)及び後期(10月1日から翌年3月31日までとする。)ごとに、前期分については、10月10日までに、後期分については、4月10日までに行わなければならない。ただし、当該報告の期限が町の休日に当たるときは、町の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(町の施策への協力等)

第20条 町長は、申請者に対して、必要に応じて売電量及び買電量のデータ等の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成23年3月28日告示第18号)

平成23年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成24年2月23日告示第13号)

平成24年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成25年3月26日告示第28号)

平成25年4月1日から適用する。

別表1(第4条関係)

	補助金交付対象	備考
(1)	太陽電池モジュール	太陽光を電気に変換し、発電する。
(2)	架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定する。

(3)	接続箱	電気の逆流防止及びサージを吸収する。
(4)	直流側開閉器	点検時に太陽電池出力とシステムを遮断する。
(5)	インバータ	直流電力を交流電力に変換する。
(6)	保護装置(インバータに内蔵)	電力会社の配電系統に安全に接続する。
(7)	発生電力量計	発生した電力量を瞬間ごとに計量及び表示する。
(8)	余剰電力販売用電力量計	電力会社が買い上げる余剰電力を計量及び表示する。
(9)	配線器具	
(10)	配線及び設置工事費	

別表2(第18条関係)

設置年数	補助金返還割合
1年目	補助額の100%
2年目	補助額の90%
3年目	補助額の80%
4年目	補助額の70%
5年目	補助額の60%
6年目	補助額の50%
7年目	補助額の40%
8年目	補助額の30%
9年目	補助額の20%
10年目	補助額の10%
11年目以降	補助額の0%

別記第1号様式(第6条関係)

別記第1号様式の2(第6条関係)

別記第2号様式(第9条関係)

別記第3号様式(第9条関係)

別記第4号様式(第9条関係)

別記第5号様式(第10条関係)

別記第 6 号様式 ( 第11条関係 )

別記第 7 号様式 ( 第12条関係 )

別記第 8 号様式 ( 第13条関係 )

別記第 9 号様式 ( 第14条関係 )

別記第10号様式 ( 第19条関係 )